

令和7年かすみがうら市議会第2回定例会
市長提出議案概要書

令和7年5月27日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 5 件 〕

報告第 7 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1
報告第 8 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について	2
報告第 9 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について	3
報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	4
報告第 11 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	5

○ 承認〔 3 件 〕

承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例〉	6
承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉	7
承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉	8～9

○ 予算に関する議案〔 1 件 〕

議案第 56 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）		10～13
----------	-------------------------------	-------	-------

○ 財産の貸付けに関する議案〔 1 件 〕

議案第 57 号	財産の貸付けについて		14～15
----------	------------	-------	-------

○ その他の議案〔 2 件 〕

議案第 58 号	市道路線の認定について		16～17
議案第 59 号	市道路線の認定について		18～19

報告第 7 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
1 要 旨 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。 2 内 容 （1） 総務費 ア 戸籍事務に要する経費 （2） 民生費 ア 物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援（新たな非課税等）に要する経費 イ 長寿社会づくりに要する経費 ウ 稲吉児童館管理運営に要する経費 （3） 衛生費 ア 出産・子育て応援に要する経費 イ 一般廃棄物処理に要する経費 （4） 農林水産業費 ア 県単土地改良に要する経費 （5） 土木費 ア 市道整備に要する経費 イ （仮称）千代田 P A スマート I C 関連事業に要する経費 （6） 消防費 ア 常備消防に要する経費 イ 災害対策に要する経費 〔 総務企画部：経営企画課 〕	

報告第 8 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について
1 要 旨 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書を報告するもの。 2 内 容 (1) 資本的支出 ア 流域下水道建設負担金 〔 都市建設部：上下水道課 〕	

報告第 9 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について
1 要 旨 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書を報告するもの。 2 内 容 （1） 資本的支出 ア 流域下水道建設負担金 〔 都市建設部：上下水道課 〕	

報告第 1 0 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉								
1 要 旨 公用車の事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの。 2 内 容 (1) 相 手 方 石岡市在住の個人及び土浦市在住の個人（同乗者） (2) 示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 1 0 0 % : 相手方 0 % ・損害賠償額 かすみがうら市 7 3 0 , 4 7 4 円 相手方 0 円 (3) 事故の内容 令和 7 年 1 月 1 7 日にかすみがうら市下佐谷地内において、公用車の前方不注意により、県道で信号待ちをしていた相手方車両後方に追突した。 (4) 事故発生状況図 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> <tr> <td>車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>進路</td> <td></td> </tr> </table> 3 専決処分日 令和 7 年 4 月 2 5 日 〔 総務企画部：総務課 〕		凡 例		車		信号		進路	
凡 例									
車									
信号									
進路									

報告第 1 1 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの。 2 内 容 （1） 相 手 方 かすみがうら市在住の個人 （2） 示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 5 0 % : 相手方 5 0 % ・損害賠償額 かすみがうら市 1 6 , 1 9 0 円 相手方 1 6 , 1 9 0 円 （3） 事故の内容 市が管理する市道 8 - 0 3 2 8 号線、下稲吉 1 9 9 3 番 2 地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の右側前輪が落ち、タイヤが破損した。 3 専決処分日 令和 7 年 4 月 1 4 日 〔 都市建設部：道路課 〕	

承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例〉
1 要 旨 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。 2 内 容 （1） 教育委員会事務局に新たに「企画監」の職を置くため、その設置に係る所要の改正を行ったもの。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 4 専決処分日 令和 7 年 3 月 31 日 〔 総務企画部：秘書人事課 〕	

承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉
1 要 旨 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。 2 内 容 （1） 個人市民税関係 令和 8 年度分の個人住民税の特別控除額の創設 令和 8 年度分の個人住民税の控除すべき金額について、特定親族特別控除額の創設をするもの。 （2） 軽自動車税関係 二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割） 総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とするもの。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 4 専決処分日 令和 7 年 3 月 31 日 〔 市民部：税務課 〕	

承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例〉
1 要 旨 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。 2 内 容 （1） 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日からの施行に伴い、市国民健康保険税条例についても同水準での改正とするものです。 ア 賦課限度額の引上げ …「106 万円」⇒「109 万円」 ＜内訳＞ ・基礎課税額 …「65 万円」⇒「66 万円」 ・後期高齢者支援金等課税額…「24 万円」⇒「26 万円」 ・介護納付金課税額 …「17 万円」⇒「改正なし」 イ 低所得者に係る軽減判定所得の見直し ・5 割軽減…「29 万 5 千円」⇒「30 万 5 千円」 ・2 割軽減…「54 万 5 千円」⇒「56 万円」 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日	

4 専決処分日

令和7年3月31日

〔 保健福祉部：国保年金課 〕

議案第 5 6 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）
-----------	-------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 7 千 7 8 3 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 8 7 億 2 2 5 万 9 千円とするもの。

2 内 容

（１） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	3, 131, 466	169, 590	3, 301, 056
県支出金	1, 443, 936	195, 098	1, 639, 034
繰越金	107, 211	15, 918	123, 129
諸収入	323, 449	4, 631	328, 080
市債	882, 000	△7, 400	874, 600
歳入合計	18, 324, 422	377, 837	18, 702, 259

（２） 歳出の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
総務費	2, 846, 479	161, 700	3, 008, 179
民生費	7, 099, 454	4, 870	7, 104, 324
農林水産業費	599, 352	195, 098	794, 450
商工費	471, 171	4, 000	475, 171
消防費	971, 054	2, 000	973, 054
教育費	1, 683, 863	10, 169	1, 694, 032
歳出合計	18, 324, 422	377, 837	18, 702, 259

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
自治振興に要する経費	2,807	地域コミュニティ課
霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費	△7,974	地域コミュニティ課
定額減税・調整給付に要する経費	166,471	税務課
住民基本台帳事務に要する経費	396	市民課
イ 民生費の事業費		
医療福祉に要する経費	440	国保年金課
母子父子福祉に要する経費	2,740	子育て支援課
生活保護等総務事務に要する経費	1,690	社会福祉課
ウ 農林水産業費の事業費		
園芸振興に要する経費	195,098	農林水産課
エ 商工費の事業費		
ふるさと応援に要する経費	3,000	商工観光課
観光交流推進に要する経費	1,000	商工観光課
オ 消防費の事業費		
災害対策に要する経費	2,000	環境防災課
カ 教育費の事業費		
教育指導に要する経費	2,634	学校教育課
文化財保護に要する経費	7,535	生涯学習課

〔 総務企画部：経営企画課 〕

令和7年度 一般会計補正予算第1号 R070603第2回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	自治振興に要する経費		2,807
		地域集会施設整備費補助金	2,807
2	霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費		△7,974
		霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事 監理業務委託	△7,974
3	定額減税・調整給付に要する経費		166,471
		通信運搬費	1,107
		不足額給付情報等管理業務委託	2,960
		定額減税補足調整給付金（不足額給付金）	160,000
4	住民基本台帳事務に要する経費		396
		公的個人認証機器保守委託	396
5	医療福祉に要する経費		440
		医療福祉システム改修委託	440
6	母子父子福祉に要する経費		2,740
		高等職業訓練促進給付金	2,740
7	生活保護等総務事務に要する経費		1,690
		生活保護システム改修委託	1,690
8	園芸振興に要する経費		195,098
		新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金	195,098
9	ふるさと応援に要する経費		3,000
		ふるさと納税返礼品開発支援補助金	3,000

No	事業	内 容	単位：千円
10	観光交流推進に要する経費		1,000
		かすみがうら祭実行委員会補助金	1,000
11	災害対策に要する経費		2,000
		自治総合センターコミュニティ助成金	2,000
12	教育指導に要する経費		2,634
		講師謝礼	1,168
		職員普通旅費	558
13	文化財保護に要する経費		7,535
		志筑城跡屋外トイレ設計業務委託	1,375
		志筑城跡屋外トイレ設置工事	6,160
	合 計		377,837

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

議案第 5 7 号	財産の貸付けについて	
1 要 旨		
下記のとおり貸付料を減額し財産を貸し付けるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるもの。		
2 内 容		
(1) 貸し付ける財産		
建物		
建物	延べ床面積	建築年
プール専用付属室	3 8 m ²	昭和 4 9 年
管理教室棟	1 , 7 1 7 m ²	昭和 5 2 年
食堂	6 8 m ²	平成 7 年
空調機械室 1	2 2 m ²	昭和 5 2 年
空調機械室 2	6 7 m ²	平成 7 年
屋内運動場	5 5 0 m ²	昭和 5 4 年
石油保管庫	4 m ²	平成元年
工作物		
建物	延べ床面積	建築年
プール	6 4 4 . 7 5 m ²	昭和 4 9 年
(2) 貸し付ける相手方		
東京都台東区東上野二丁目 1 6 番 1 号		
日立建機株式会社		
代表執行役 執行役社長兼 C O O 先崎 正文		

(3) 貸付期間

令和7年8月1日から令和15年3月31日まで

(4) 減額後の貸付料

無償

(5) 適正な対価

建物等の貸付料 1年間あたり740,806円(年平均)

(6) 減額する理由

当該財産を無償で貸し付けることにより、廃校施設の有効活用、地域活性化並びに事業展開に必要な建物の改修費用及び維持管理に係る費用の負担による市負担経費の削減が図られるため、貸付料を減額するもの。

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 5 8 号	市道路線の認定について
1 要 旨 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 都市計画法第 4 0 条第 2 項により帰属された道路（稲吉東地内）を市道認定するもの。 （1） 認定しようとする路線 ア 路線名 市道 8－2 9 3 8 号線 イ 延 長 9 9．0 0 メートル 〔 都市建設部：道路課 〕	

詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 



議案第 5 9 号	市道路線の認定について
1 要 旨 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 都市計画法第 4 0 条第 2 項により帰属された道路（下稲吉地内）を市道認定するもの。 （1） 認定しようとする路線 ア 路線名 市道 8－2 9 3 9 号線 イ 延 長 2 1 0．0 0 メートル 〔 都市建設部：道路課 〕	

詳細位置図（認定路線図）

認定路線 